A

15,789世帯

被保険者数

31,059人

険 課

1116

721331

(内線315)

指導を受けることになります 務教育就学前までに拡大され

満の高齢者は、 に変更されます。 退職者医療制度 1割から2割

り、この予備群などを特定し、

(メタボリックシンドローム)

この分類は、

内臓脂肪症候群

ます。

また、

に着目したもので、健診によ

Ιţ 退 65歳から一般国保に移行 職 者医療制度(

な保健指導を実施するもので

化を未然に防ぐため、

長期的

血管疾患・腎不全などの重症 将来に向けて心血管疾患・脳

います。 その被扶養者が対象となって 以上の年金受給者本人および 厚生年金加入期間が20年 現行では、

退職国保 退職者医

70歳以上75歳未 2日以降に65歳になる人は、 月1日現在で65歳以上の人は、 誕生月の月末となってい 同年3月31日まで、 につきましては、 お届けした保険証の有効期限 移行日前までに送付し 新たな一般国保の保険 平成20年4

同年4月

います。

未満に変わります。 ですが、この対象年齢が65歳 療制度の対象年齢は75歳 このため 未

(平成19年7月31日現在) お問い合わせ先 総合支所健康福祉課

国保加入世帯

改正の内容は、これまでの「住民基本健診」 平成20年4月から、 る主な改正点を掲載しますので、 をお願いします。 齢者医療制度や支援金、 シンドローム) に着目したことです。 務として位置付けられたこと、内臓脂肪症候群 (メタボリック 特定健診・保健指導」が設けられたこと、 国民健康保険制度が大幅に改正されます。 退職者医療制度など、 制度に対するご理解とご協力 また、 保険者の実施が青 負担割合、 に代わり、新たに 国保加入者に係 後期高

平成20 年4月からの主な改正点

が対象 40歳以上の市国保加入者 特定健診•保健指 導

健診会場

保健指導」を実施します。 年4月からは、「特定健診 すが、これに代わり、 民基本健診」を実施していま 現在は、 市民を対象に「 平 成 20 住

供」、「動機付け支援」、「積極 的支援」となった人は、 うち「動機付け支援」、「 を健診結果により「 また、 に分類します。 特定健診を受けた人 情報提 この 積極

さんが該当していた自己負担

これまで、

3

歳

未満のお子

の

割合 (2割)の対象が、

保険者

(本庄市)

特定健診の診査項目

必須項目

対象者

健診結果のデータを送付 健診結果により「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」に階層化

動機付け支援」「積極的支援」の 、を長期的に保健指導を実施

国保連合会 健診結果による階層化)

対象となるのは、

市国保の

す。

加入者で、

満40歳以上の人で

特定健診の案内通知を送付 健診会場で受診

- ·問診票(服薬、喫煙歴等)
- ・身体測定(身長、体重、BMI、腹囲)
- ・理学的検査(身体診察)
- ・血圧測定
- ・血液検査(脂質、血糖、肝機能)
- ・検尿(尿糖、尿たんぱく) 医師が必要と認めた場合に実施 心電図検査、眼底検査、貧血検査

- 届きましたか -

70歳~75歳未満義務教育就学前

2 2 割割

自己負担の

割

新しい保険証を「配達記録郵便で」送付しました

国民健康保険の保険証(一般 被保険者証および退職被保険者 証)の有効期限が9月30日まで となっているため、10月1日か ら使用できる新しい保険証を9 月下旬に「配達記録郵便」で送 付しました。



なお、保険税を滞納している一部の世帯は、 税相談の後にお渡ししていますので、郵送はして いません。

「郵便物お預かりのお知らせ」に記載の保管期 限を過ぎている場合は、保険証が郵便局から市保 険課に返送されています。この世帯については、 10月中旬ごろにご連絡しますので受け取りにきて ください。

加入原則75歳以上の高齢者が

後期高齢者医療制度

る人は65歳以上)の高齢者は 保健に代わる新たな制度とし 老人保健の対象となっており 負担で医療給付を受けていま |割(現役並み所得者は3割) 平成20年4月からは、 75歳以上 (一 定の障害があ

創設されます。 後期高齢者医療制度」 本人の負担割

として加入者から徴収する

を保険料(下表を参照)

介護・支援金に分類国民健康保険税が医

療

支援金分を創

設

今回みなさんにお届けし

ですが、 合は、 Ιţ 埼玉県全市町村で構成する 次のとおりです。 現行の老人保健と同様 この制度の大きな特

険から脱退し、 国保・共済組合・組合健保 加入する。 域連合」 全体の医療費のおおむね1 埼玉県後期高齢者医療広 現在加入している保 が実施主体となる この制度に

限については、 すのでご注意くだ 以降に75歳になる は同年3月31日ま 在で75歳以上の人 成20年4月1日現 までとなっていま た保険証の有効期 へは誕生日の前日 同年4月2日

覧ください。 以外の健康保険加 までに交付 (国保 制度の保険証は、 入者も含む) この制度の該当日 4 ペ ー なお、 詳しく ジをご しま

後期高齢者医療

公費(国・県・市町村)

保険料 1 割

く健康保険の加入 者から徴収)

後期高齢者医療制度の

財源構成

5割

現役世代からの「支 援金」(本制度を除

4割

るためです。 となります。 率により算定し徴収していま 者医療制度の円滑な運営を図 4月から創設される後期高齢 も支援をいただき、 ろんのこと、 を参照)が加わり、 分と介護分に支援金分(右表 未満) として、それぞれの税 入している現役世代の人から よび介護分(40歳以上65歳 国民健康保険税は、 今回の改正により、 国・県・ 各健康保険に加 これは、 市町村はもち 平成20年 3本立て 加入者 医 医療

ます。



国保マスコット 健康まもるくん

平成19年度国保予算額 79億3,595万円

